

はじめに

Q1 この冊子「PTA活動のすすめ方Q&A」は、どんな読み手を対象に、何の目的で書かれたものですか。

A1 本書は、主に名古屋市立学校（園）のPTA役員を対象に、PTA活動の振興を目的として書かれたものです。PTAの運営や活動の参考資料としてご活用ください。

Q2 この冊子に書かれている内容に従う必要はありますか。

A2 一部、個人情報の取扱いなど、法律に関わる内容については、遵守していただく必要がありますが、それ以外については、それぞれのPTAの皆さんで話し合っ決めていただいで構いません。話し合う際の参考資料として、本書をご活用ください。

各学校（園）のPTAは独立した任意団体ですので、運営方法や活動内容のあり方についてどうするべきかは、各団体の規約（会則）に従って話し合っ決めてればよく、外部から強制されるものではありません。

Q3 この冊子の活用方法を教えてください。

A3 本書は、PTAについての知識を得るための参考資料として活用できます。最初から読み進めることもできますが、関心のあるところだけを拾い読みして活用することもできます。

また、PTA活動をすすめる上で、何か分からないことやお困りのこと、判断に迷うことが出てきたら、該当ページをお探しください。PTA役員の研修の場における教材としても活用できます。

I 基礎知識編

Q4 PTAとはどんな団体ですか。

A4 PTAとは、各学校（園）の保護者と教職員で組織される任意の社会教育関係団体です。



PTAは、Parents and Teachers Associationの略語で、日本では「父母（保護者）と先生（教職員）の会」と訳されています。

Q5 社会教育関係団体とは何ですか。

A5 社会教育関係団体とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体のことで、社会教育法第十条に定義づけられています。

一般に、PTAは、会員同士の研修の機会を設けており、成人教育活動を行っているので、社会教育関係団体として位置づけられています。

なお、PTAバレーボール等、会員の交流・親睦を目的として行われるスポーツやレクリエーション活動も社会教育活動に含まれます。

【参考】社会教育法 第十条（社会教育関係団体の定義）

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

Q6 PTAの活動目的は何ですか。

A6 PTAは、「子どもの健やかな成長を図ること」を主な目的としています。

また、その主な目的を果たすために、よりよい教育を行うべく「会員同士が交流し、学び合い、高め合うこと」や、よりよい教育環境を目指して「関係機関等に対して連携を図ったり、要望を伝えたりすること」も目的としています。

Q7 「単P」「区P」「市P」とは何ですか。

A7 単Pとは「単位PTA」の略称で、「各学校（園）におけるそれぞれのPTA」のことを指します。本市では、単Pに対し、区内の小中学校PTAによる連合組織のことを「区PTA協議会」、市内のPTAによる連合組織のことを「市PTA協議会」と呼んでおり、それぞれ「区P」「市P」という略称があります。

区Pおよび市Pは、単Pの上部団体ではなく、単Pを横につないで活動を支えるための組織です。

Q8 PTAは何のためにあるのですか。

A8 PTAは、子どもたちへの教育をよりよく進めることができるようにするために、各学校（園）に設けられています。

子どもたちへの教育をよりよく進めるためには、家庭と学校（園）が同じ方向を向いて、互いに協力した方が効果的である、ということに多くの人が異論はないと思います。

PTAは、保護者と教職員、保護者同士の交流を促したり、ともに学び合ったりする機会を提供するなどして、家庭と学校（園）の共通理解を図ったり、良好な関係を築いたりする上で、大切な役割を果たしています。

現在、子どもたちの育ちを取り巻く環境は激変しつつあり、その傾向は年々加速しているように思えます。スマートフォン・タブレットPCや各種SNSの普及、いじめ・不登校・ひきこもり、少子高齢化や貧困等の課題は、子どもたちの育ちに大きな影響を及ぼしています。

このように子育てや家庭教育の困難さが増す時代においては、より一層、子どもたちの教育の当事者である保護者と教職員が、つながり合い、支え合う必要があると考えます。そのような保護者と教職員の協力体制および関係づくりにおいて、PTAは重要な役割を果たしています。

また、子どもたちへの教育は、家庭や学校（園）だけで行っているものではありません。通例、地域や関係機関等に働き掛けを行い、子どもの健全育成を図る上で協力を得ています。

PTAは、地域団体や関係機関が主催する会合に出席して、それぞれの取り組みに対し、子どもの健全育成という観点から意見や要望を伝えたり、会合の中で得た情報をPTA内で共有し、具体的な活動に生かしたりしています。

このように、家庭と学校（園）をつないだり、地域や関係機関等に働き掛けをしたりすることは、個人では難しく組織的な活動が必要であり、そのような点においてもPTAの意義があるといえます。



【参考】教育基本法 第十三条（学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭および地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携および協力を努めるものとする。

Q9 PTAは子どもたちのためのボランティア団体ですか。

A9 PTAは、子どもたちのためのボランティア活動以外にも、社会教育関係団体として、会員の研修や交流の機会提供も行っています。その点において、子どもたちのためのボランティア活動だけを行う団体とは異なります。

Q10 PTAはどのようにして生まれたのですか。

A10 1895年（明治28年）アメリカの幼稚園で「母の会」ができたことをきっかけに、1897年（明治30年）に、アメリカ全土から 2,000名の母親が集まって「全アメリカ母の会」ができました。これがPTAのはじまりと言われています。

その後、1917年（大正6年）には、父親や教師も参加した「父母と教師の全国協議会」（National Congress of Parents and Teachers）へと発展し、現在に至っています。

Q11 日本でのPTAの歴史について教えてください。

A11 日本では、明治30年頃から保護者会等の組織はありましたが、それは学校後援会的な事業に重点を置いたものでした。昭和22年、戦後間もなくアメリカから、PTAの理念が導入され、当時の文部省がこれを推奨したことにより全国に広がりました。

以下、PTAがどのように変わってきたのか、時代を追って見ていきます。

昭和20年代 —戦後の教育復興をめざすPTA—

戦後の教育復興に向け、校舎の整備や備品の充実、学校運営に至るまで、物心両面の援助が行われ、「PTAとは何か」「何をなすべきか」など、その性格や活動について議論された時期でした。

昭和30年代 —学習するPTA—

昭和20年代の後援会的な活動が見直された時期であり、各地で「家庭教育」や「学校教育」の学習会が盛んに行われ、民主主義的な考えのもとでPTAの組織的な運営が行われました。

昭和40年代 —中庸の立場を守ったPTA—

各種教育団体の間でイデオロギー対立が起こる中、PTAは中庸の立場を守り、教育に関する常識的な世論の育成に尽力しました。教育界の沈静化に、PTAは大きな役割を果たしました。

昭和50年代 —三者連携の担い手としてのPTA—

日本経済の発展とともに、教育の重要性が叫ばれました。この動きに呼応して、家庭教育・学校教育・社会教育の三者連携の担い手としてのPTA活動が始まりました。その結果、地域活動や青少年の健全育成において、大きな成果を上げました。

昭和60年から平成10年代 —新しい学力観に基づく教育を支援するPTA—

急激な社会の変化に対応できる子どもを育てるという観点から、「生きる力」の育成とそれに必要な「ゆとり」が求められました。学校週5日制が導入される中、PTAでは、体験活動の実施、親子関係やしつけのあり方、父親の家庭教育参加等について、積極的に学習が行われました。

平成20年代 —家庭教育について相談できる仲間づくりを担うPTA—

平成18年の教育基本法改正により、家庭教育の自主性や家庭教育支援の重要性が見つめ直されました。PTAは、家庭教育に関する不安や悩みを相談できる仲間づくりの機会としての役割も大きくなってきました。

今日のPTA —いまPTAに何が期待されているのか—

教員の働き方改革や地域コミュニティの希薄化が進み、学校や地域を取り巻く状況は大きく変化してきています。地域と学校の連携・協働が推進される中、その担い手として、PTAの果たす役割はますます重要になってきています。

Q12 PTAを規定する法律について教えてください。

A12 「PTA・青少年教育団体共済法」という、PTA等の団体による共済制度に関する法律が存在しますが、PTAを正面から規定する法律はありません。

PTA・青少年教育団体共済法では、「PTA」とは、「学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。」と定義しています。

【参考】PTA・青少年教育団体共済法 第二条（定義） ※一部内容を整理

この法律において「PTA」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生(以下「児童生徒等」という。)の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。)その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。)及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

これ以外にPTAをしっかりと規定する法律がないことから、「PTAの結成や加入を義務づける法的根拠はない」とされており、「PTAは任意団体である」とされています。

Q13 PTAは法人ですか。

A13 PTAに法人格を与える根拠となる法律は一般的に存在せず、一般社団法人等の法人格を取得しているケースも稀なので、PTAは法人ではないことがほとんどです。

PTAのような法人格をもたない任意団体は、「権利能力なき社団」もしくは「人格なき社団」と呼ばれます。

最高裁判例（昭和48年10月9日）によれば、「権利能力のない社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、社団の構成員全員に一個の義務として総有的に帰属し、社団の総有財産だけがその責任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し個人的債務ないし責任を負わない」とされています。

すなわち、PTAと外部との取引において、PTA会長やPTA役員が個人的に債務を負うことはなく、PTAが団体として責任を負います。

なお、PTAは法人ではない社団ですので、民事訴訟（裁判）の当事者（原告や被告）となることは可能です（民事訴訟法第二十九条）。

Q14 PTAの成立要件はありますか。

A14 PTAが「各学校の保護者と教職員で組織される任意の社会教育関係団体」および「法人格をもたない団体」であることを踏まえると、以下の成立要件を考えることができます。

- 主な構成員が当該学校の保護者と教職員であること
- 子どもの健全育成を目的としていること
- 社会教育に関する活動を行っていること
- 団体としての組織をそなえていること
- 会議では多数決の原則が適用されていること
- 構成員の変更にかかわらず団体が存続すること
- 代表の選出方法、会議の運営方法、財産の管理方法などを定めていること



上記4～7項目（○印）については、最高裁判例（昭和39年10月15日）に「法人に非ざる社団が成立するためには、団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることを要する」と示されていることを根拠としています。

「団体としての組織をそなえていること」について

ここでいう「団体としての組織をそなえている」のとらえについては、「PTA会員の中から代表者として、PTA会長が選任され、PTA会員とは独立した存在として位置付けられている」といった程度の組織が必要です。

「会議では多数決の原則が適用されていること」について

「全会一致」で意思決定している場合は、多数決よりも高い基準なので、この要件を満たしているといえます。

「構成員の変更にかかわらず団体が存続すること」について

ここでいう「構成員の変更」というのは、「最高学年の子をもつ保護者が卒業に伴い退会していく一方で、新入生の子をもつ保護者が入会してくる」といった「構成員の入れ替え」も含まれます。

「代表の選出方法、会議の運営方法、財産の管理方法などを定めていること」について

規約（会則）や、総会・役員会等の会議の中で決定すべき内容、会長・会計等の各役職に応じた業務内容などが決まっていれば、この要件を満たしているといえます。

近年、時代に合ったPTAのあり方として様々な組織形態が検討されていますが、例えば「会長やその他役員をなくし、すべての活動に対してボランティアを募って実施する」といった組織形態をとった場合、上記の成立要件の「団体としての組織をそなえていること」を満たしているといえるのかは、議論の分かれるところです。

新しい組織形態に変える際には、団体の組織運営に不都合が生じないように留意していくとよいでしょう。

Q15 P T Aの成立要件を満たさないと何か不都合はありますか。

A15 すべての要件を満たさないと必ず不都合が生じるというわけではありませんが、例えば、以下のような場合が考えられます。

○ すべての活動についてボランティアを募集する形で行うようにした結果、会員の研修・交流等の活動およびその運営に人が集まらなかったため、社会教育に関する活動を行わなくなった。

⇒ P T Aが社会教育関係団体であるという位置付けが揺らぐことになるので、学校施設を優先利用できる根拠がなくなってしまいます。

○ 特定の個人として会長を選任せず、会長が従来行ってきた役割を、複数の役員が交代で分担して行うようにした。

⇒ P T Aが外部との契約を締結する必要がある場合、P T A会長が不在のため、契約当事者を誰にすればよいか、改めて決める必要が生じてしまいます。

通例、P T Aは会議等の活動の場として学校施設を利用していますが、これが認められているのは、P T Aが社会教育関係団体として一般的に周知されており、社会教育法第四十四条において「学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない」と定められているからだといわれています。

【参考】社会教育法 第四十四条（学校施設の利用）

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

学校施設の開放は地域団体向けに一般的に行われており、P T Aが社会教育に関する活動を行わないからといって学校施設の利用に不都合が生じるかは議論が分かれるところです。ただ、地域団体向けの学校施設開放は、地域での文化活動の推進を趣旨として行われており、ここでいう地域での文化活動に、会議等、団体の運営に関わる活動は該当しないと考えます。

また、P T Aは法人格をもたないため、団体名義で契約を行うことができません。そのため、P T Aが外部との契約を締結する必要がある場合には、通例、P T A会長が契約当事者となっています。

上記のケースでは、会長が選任されておらず不在のため、複数の役員の中の誰を契約当事者にすればよいかを改めて決める必要が生じます。

外部との契約の締結が必要とされる場面として、「銀行口座の開設」や「学校（園）との業務委任契約」があります。会長等の団体代表者が存在しない組織に対し、銀行口座の開設が認められるかどうかは、各銀行の判断となります。